

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和7年度実施)

I 調査趣旨

提案募集方式により改正された制度等が地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）で利活用されているかを定量的に把握する。

II 調査期間・調査方法

【調査期間】

令和8年1月～令和8年3月

【調査方法】

総務省「調査・照会（一斉調査）システム」により地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）に調査票を送付

III 調査項目

○ 住民サービスに関連する制度改革などを選定

- ① 特定子ども・子育て支援施設等の利用給付の代理受領における支援提供証明書交付の省略（令和3年度管理番号192）
- ② 放課後等デイサービス利用対象児童の拡大（平成30年度管理番号34）
- ③ マイナンバーカードの代理人交付拡充（令和3年度管理番号56）
- ④ 児童養護施設等の児童指導員配置基準の緩和（平成30年度管理番号130）
- ⑤ 建設業許可申請に係る納税証明書の添付省略（令和5年度管理番号107）

※①②③は市区町村、⑤は都道府県、④は都道府県及び指定都市・児童相談所設置市等を対象に調査を実施

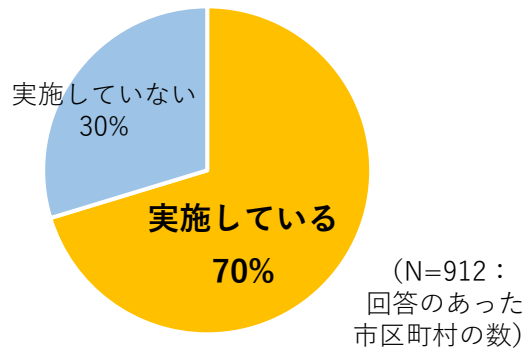
※割合は四捨五入により整数表示

調査項目①：特定子ども・子育て支援施設等の利用給付の代理受領における 支援提供証明書交付の省略（令和4年度以降）（回答対象：市区町村）

制度改正の概要

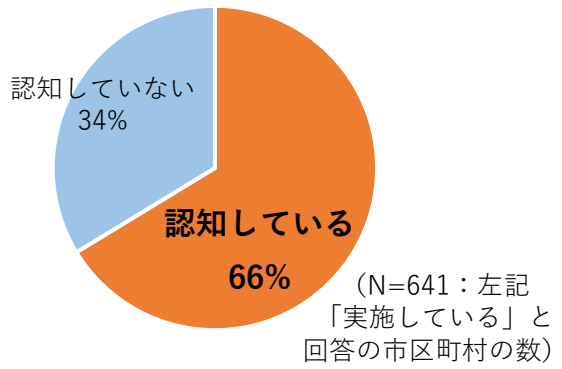
特定子ども・子育て支援施設等※1の利用に当たって市区町村から利用給付を受ける保護者に代わり、施設等が市区町村から代理受領により施設等利用費の支払いを受ける場合、保護者に対する施設等からの特定子ども・子育て支援提供証明書の交付が不要になった。 ※1 認定こども園（保育所等、特定教育・保育施設除く）、幼稚園、特別支援学校等

■特定子ども・子育て支援施設等の利用給付の代理受領※2を実施している市区町村の割合



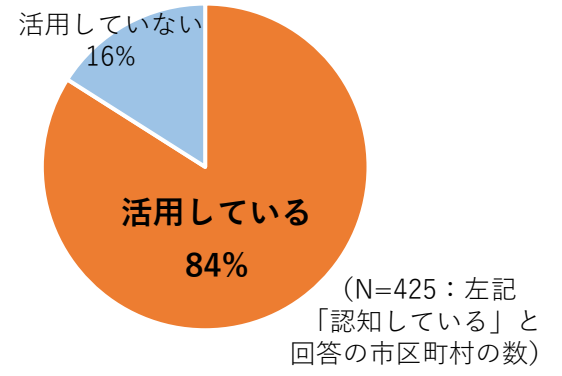
- 70%の市区町村において代理受領を実施
- ※2 利用給付については、保護者が一度施設に施設等利用費を支払い、追って市区町村から利用給付を保護者が受領することが基本だが、一時的な支払いが保護者の負担となるため、施設が市区町村から代理で利用給付を受領できる制度

■制度改正を認知している市区町村の割合



- 特定子ども・子育て支援施設等の利用給付の代理受領を実施している市区町村のうち、66%が制度改正を認知
- 内訳を見ると、代理受領を実施している市の71%、区の100%、町の51%、村の38%が認知

■改正された制度を活用している市区町村の割合



- 本制度改正を認知している市区町村のうち、84%が改正された制度を活用
- 内訳を見ると、制度改正を認知している市の84%、区の92%、町の82%、村の67%が活用
- なお、活用していない市区町村の31%において「今後交付を不要とする予定」と回答、28%において「他の手続への活用等、証明書を別途利用するため」と回答

活用している市区町村

■活用の効果（複数回答可）

- 「施設等を運営する事業者等の事務負担が軽減した（手続の合理化、件数の軽減、所要時間の短縮など）」との回答が82%
- 「行政の事務負担が軽減した（手続の合理化、件数の軽減、所要時間の短縮など）」との回答が65%

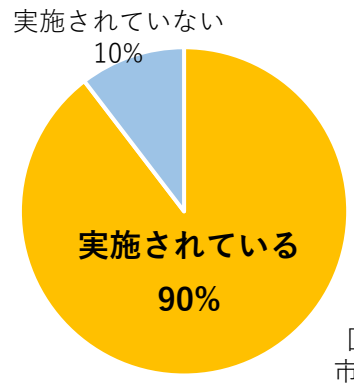
調査項目②：放課後等デイサービス利用対象児童の拡大（令和6年度以降）

（回答対象：市区町村）

制度改正の概要

放課後等デイサービスの利用対象となる「障害児」に、「専修学校等に就学している障害児のうち、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市区町村長が認めるもの」が追加された。

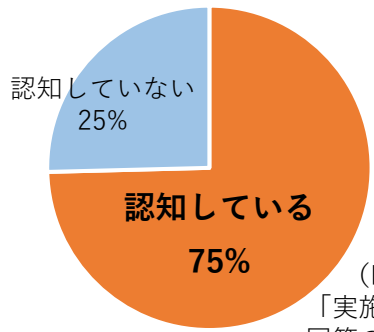
■放課後等デイサービスが実施されている市区町村の割合



(N=914：回答のあった市区町村の数)

- 90%の市区町村において放課後等デイサービスを実施

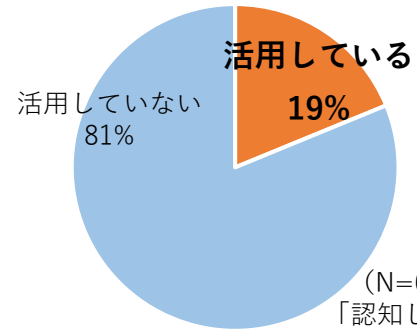
■制度改正を認知している市区町村の割合



(N=819：左記「実施されている」と回答の市区町村の数)

- 放課後デイサービスが実施されている市区町村のうち、75%が制度改正を認知
- 内訳を見ると、放課後デイサービスが実施されている市の79%、区の95%、町の63%、村の39%が認知

■改正された制度を活用している市区町村の割合



(N=611：左記「認知している」と回答の市区町村の数)

- 本制度改正を認知している市区町村のうち、19%が改正された制度を活用
- 内訳を見ると、制度改正を認知している市の20%、区の33%、町の13%、村の29%が活用
- なお、活用していない市区町村の81%において「緩和された要件に該当しないため」と回答

活用している市区町村

■活用の効果（複数回答可）

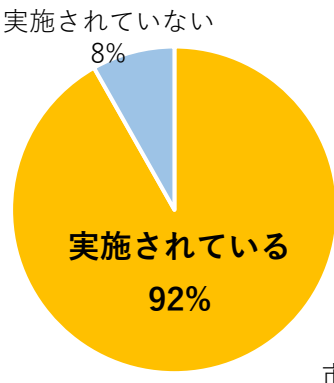
- 「住民サービスの質が向上した（利用受け入れ先の増加など）」との回答が76%
- 「事業の活発化に寄与した（対象の拡大による事業者の新規参入の増加など）」との回答が13%
- その他、「適切なサービス提供が可能となった」、「保護者負担が軽減された」 など

調査項目③：マイナンバーカードの代理人交付拡充（令和4年度以降）（回答対象：市区町村）

制度改正の概要

マイナンバーカードの交付申請者が居宅サービスを受けている場合、当該交付申請者に係る居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が、交付申請者の顔写真を証明した書類を交付申請者の本人確認書類として利用することにより、代理人交付を受けることが可能になった。

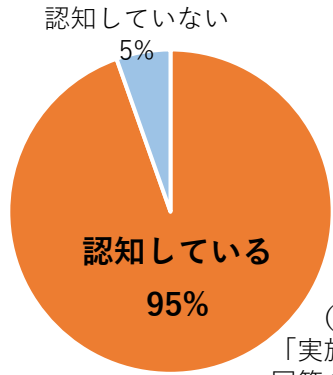
■居宅サービス事業が実施されている市区町村の割合



(N=911：回答のあった市区町村の数)

- 92%の市区町村において居宅サービス事業を実施

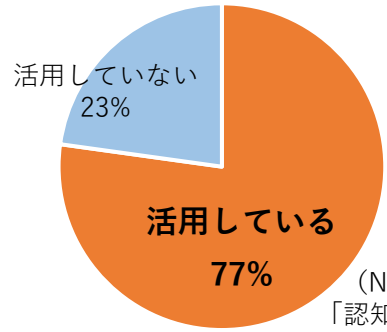
■制度改正を認知している市区町村の割合



(N=836：左記「実施されている」と回答の市区町村の数)

- 居宅サービス事業が実施されている市区町村のうち、95%が制度改正を認知
- 内訳を見ると、居宅サービス事業が実施されている市の98%、区の94%、町の89%、村の75%が認知

■改正された制度を活用している市区町村の割合



(N=791：左記「認知している」と回答の市区町村の数)

- 本制度改正を認知している市区町村のうち、77%が改正された制度を活用
- 内訳を見ると、制度改正を認知している市の87%、区の94%、町の54%、村の52%が活用
- なお、活用していない市区町村の72%において「該当する交付申請がないなど、緩和された要件に該当しないため」と回答

活用している市区町村

■活用の効果（複数回答可）

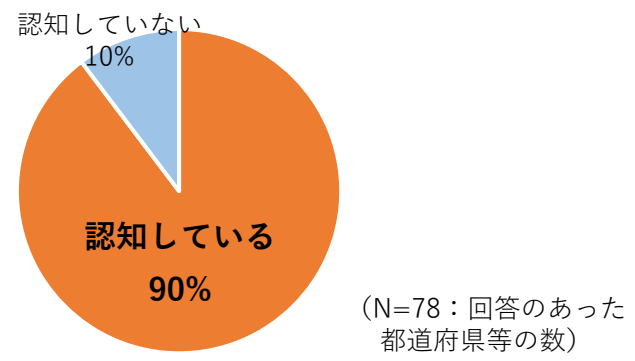
- 「住民サービスの質が向上した（来庁に係る住民の負担の軽減など）」との回答が90%
- 「事業の活発化に寄与した（要件緩和による交付数増加など）」との回答が38%
- 「事務負担が軽減した（手続の合理化、訪問等による所要時間の短縮など）」との回答が27%

調査項目④：児童養護施設等の児童指導員配置基準の緩和（平成31年度以降） （回答対象：都道府県、指定都市、児童相談所設置市（特別区含む））

制度改正の概要 【 児童養護施設等に配置する児童指導員の資格要件について、幼稚園教諭の免許状を有する者が追加された。 】

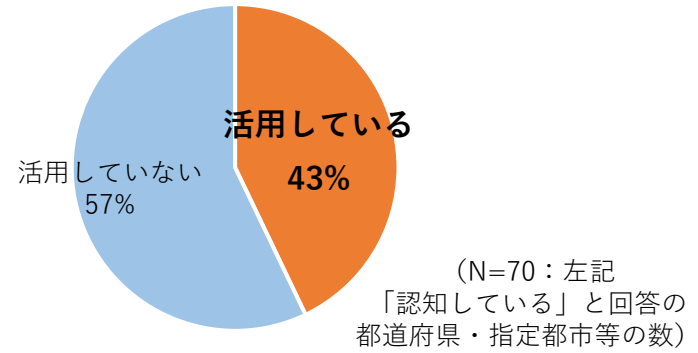
■児童養護施設等に係る事務主体となる全都道府県、全指定都市のほか、児童相談所設置市（特別区含む）が調査対象
※以下本項目において、指定都市及び児童相談所設置市を「指定都市等」、都道府県及び指定都市等を「都道府県等」という。

■制度改正を認知している都道府県等の割合



- 回答のあった都道府県等の90%が制度改正を認知
- 内訳を見ると、回答のあった都道府県の89%、指定都市等の90%が認知

■改正された制度を活用している都道府県等の割合



- 本制度改正を認知している都道府県等のうち、43%が改正された制度を活用
- 内訳を見ると、制度改正を認知している都道府県の38%、指定都市等の50%が活用
- なお、活用していない都道府県等の40%において「十分な人員が確保されている等により制度改正を活用する必要がないため」と回答

活用している都道府県等

■活用の効果（複数回答可）

- 「人材確保の拡大・安定化に寄与した（採用可能な人材層の拡充による応募者数の増加など）」との回答が57%
- 「支援の質が向上した（教育的視点による低年齢児支援の向上、小規模グループケアの実施など）」との回答が37%
- 「現場の負担が軽減した（人員の増加によるシフト編成や欠員対応の柔軟性向上など）」との回答が33%

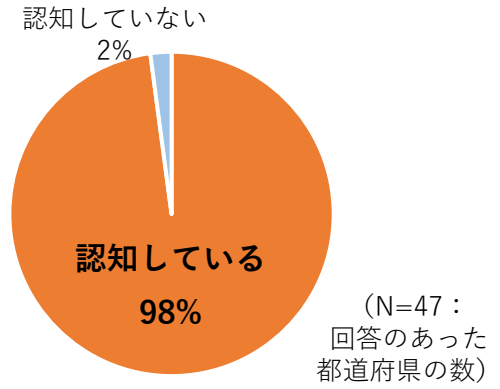
調査項目⑤：建設業許可申請に係る納税証明書の添付省略（令和7年度以降） （回答対象：都道府県）

制度改正の概要

建設業許可申請等における事業税の納税証明書の添付について、申請等を受ける都道府県の税務部局と建設業許可担当部局との間で納税情報を共有・確認できる体制があり、申請等を行う者が都道府県内部で納税情報を使用することに同意する場合、納税証明書の添付を省略させることが可能になった。

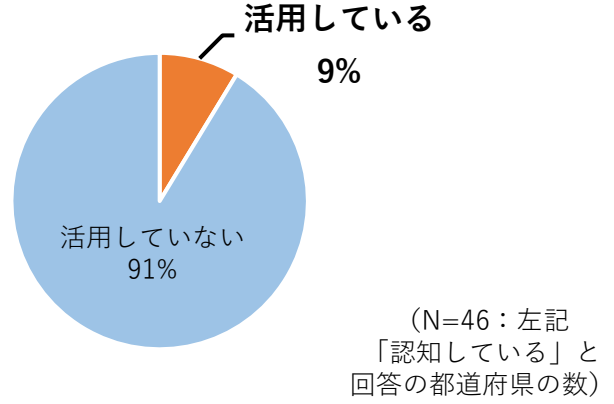
■建設業許可を行う全都道府県が調査対象

■制度改正を認知している都道府県の割合



- 都道府県の98%が制度改正を認知

■改正された制度を活用している都道府県の割合



- 本制度改正を認知している都道府県の9%が改正された制度を活用
- なお、本制度改正は令和7年度以降の施行であり、運用開始が直近であるため、「省略を可能としているものの、省略の実績なし」との回答あり
- また、活用していない都道府県において「活用するに当たって、体制の整備等への対応が必要」、「今後活用を検討」などと回答あり

活用している都道府県

■活用の効果（複数回答可）

- 行政・事業者等の事務負担が軽減した（手続の合理化、件数の軽減、所要時間の短縮など）